

## 静岡県公安委員会規程第5号

街頭防犯カメラの運用に関する規程を次のように定める。

令和元年11月1日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

街頭防犯カメラの運用に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、街頭防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利を保護し、公共の安全と秩序を維持することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防及び被害の未然防止を図ることを目的として、道路その他の公共の場所を撮影する装置であつて、静岡県警察が設置するものをいう。
- (2) 映像データ 街頭防犯カメラにより撮影した映像を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）で記録したものをいう。

(基本原則)

**第3条** 静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）は、街頭防犯カメラの運用に当たっては、個人のプライバシーその他国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(体制の整備)

**第4条** 本部長は、街頭防犯カメラの適正な運用を図るため、必要な体制を整備するものとする。

(設置の明示)

**第5条** 本部長は、街頭防犯カメラが設置されていることを明らかにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(映像データの活用)

**第6条** 本部長は、犯罪の捜査その他の警察の職務の遂行のために必要な限度において、映像データを活用することができる。

(報告)

**第7条** 本部長は、毎年1回、街頭防犯カメラの運用の状況を公安委員会に報告するものとする。

(補則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、街頭防犯カメラの適正な運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。